

第 6 編 道路編

第 4 章 道路設計

第 2 節 道路設計

第 6403 条 道路概略設計

2. 業務内容

(5) 設計図

受注者は、本条 ~~42~~. (3) 項で規定の比較路線それぞれについて以下の設計図面を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、比較路線を含めた計画路線を記入するものとする。